

令和4年分の確定申告について（報道発表資料）

「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて

- ▶ ご自宅から申告できる「申告書作成ツール」のご案内
 - ・ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額を入力するだけで申告書が作成可能
 - ・ スマートフォン、タブレット、パソコンのいずれも対応
- ▶ スマートフォンを利用した確定申告（スマホ申告）の便利な機能
 - ・ 給与の源泉徴収票をスマホのカメラ機能で撮影・自動入力
 - ・ 令和5年1月以降、青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能
- ▶ マイナポータル連携による確定申告書への自動入力対象が拡大
 - ・ ふるさと納税については導入済（証明書発行者は順次拡大）
 - ・ 令和5年1月以降、公的年金等の源泉徴収票や医療費[※]の1年間分の情報が取得可能



《この資料についての問い合わせ先》

福岡国税局 国税広報広聴室
電話 092-411-0031（代表）
092-451-7494（直通）



スマホ申告は
こちらから♪

作成コーナー

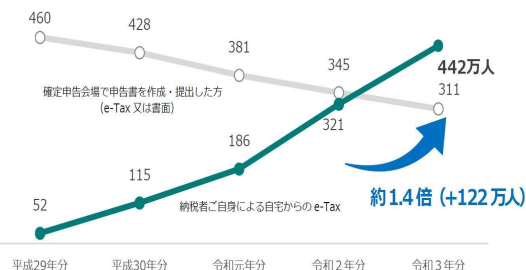


「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて

- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税申告書等の作成、e-Taxによる送信等ができます。
- 「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて、**スマホのカメラ機能による給与所得の源泉徴収票の読み取り自動入力**など、e-Taxの利便性向上に取り組んでいます。
- 令和4年分確定申告（令和5年1月以降）では、**マイナポータルとのデータ連携による自動入力対象が拡大**するなど、マイナンバーカードやスマホを利用した申告がさらに便利になります。

確定申告は自宅からのe-Taxがスタンダードに

《自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方の数の推移》



既に**85%**以上の方が、**確定申告会場に来場せず**に確定申告しています。

確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら▶

スマホで申告！ カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！



パソコンで申告！

用意するものは次の2つ

ICカードリーダライタ不要！



マイナンバーカード



マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



マイナポータルアプリをインストールするだけ！

令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利に！

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！
パソコンの画面もリニューアル！



スマホ画面



パソコン画面

作成コーナー × マイナポータル

マイナポータル連携で
確定申告書に自動入力！

証明書等のデータを一括取得し、自動入力できます。
一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

令和5年1月以降の
マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費...

1年間分の情報が取得可能に！

ふるさと納税

公的年金等の源泉徴収票

国民年金保険料

生命保険

地震保険

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

今後も順次拡大予定！

給与所得の源泉徴収票

iDeCo

小規模企業共済等掛金

など